

## **Press Release**

厚生労働省神奈川労働局発表平成30年10月29日

神奈川労働局雇用環境・均等部担

企画課長

河野 治子

当

雇用環境改善・均等推進指導官 奥町 由美子

■ 電 話 045-211-7357

# 「働き方改革に係る包括連携協定」 神奈川県社会保険労務士会と締結します ~金融機関以外では県内初!~

神奈川労働局(局長 三浦 宏二)は、昨年度地域金融機関と包括連携協定を締結しましたが、働き方改革の導入が難しい中小・小規模事業者にも対応した、きめ細やかな取組支援をさらに推進するため、神奈川県社会保険労務士会と「働き方改革に係る包括連携協定」を締結し、相互の連携を強化して進めていくこととしました。

ついては、以下のとおり締結式を行います。

# **1 協定締結式 ・・・**資料1

【日 時】 平成30年11月26日(月)13:30~

【場 所】 横浜第2合同庁舎1階 共用第4会議室

(横浜市中区北仲通5-57)

【出席者】 神奈川県社会保険労務士会 会長 長瀬 眞彦

神奈川労働局長 三浦 宏二

※締結式の取材をご希望の場合は、事前に登録をお願いします。

## **2** 包括連携協定の概要 ・・・ 資料 2

(1)期待される効果

神奈川県社会保険労務士会を通して、社会保険労務士の顧客企業に対し、中小・小規模事業者が働き方改革の取組みを進めるために必要な各種支援策や労働関係施策を提供することができる。

- (2) 主な連携事項
  - ①労働生産性の向上に関すること
  - ②労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の 働き方改革に関すること
  - ③多様な働き方に関すること
  - ④雇用の促進及び安定に関すること
  - ⑤人材育成に関すること

など

添付資料 〈資料 1〉 包括連携協定締結式 次第

〈資料2〉 「働き方改革に係る包括連携に関する協定」について

## 「働き方改革に係る包括連携に関する協定」締結式次第

日時:平成30年11月26日(月)13:30~

場所:横浜第2合同庁舎1階 共用第4会議室

## 1. 開会

- 2. 協定署名者の紹介 神奈川県社会保険労務士会 会長 長瀬 眞彦(ながせ まさひこ) 神奈川労働局長 三浦 宏二(みうら こうじ)
- 3. 協定の概要説明 神奈川労働局雇用環境・均等部長 布川 裕子(ふかわ ゆうこ)
- 4. 協定書署名調印
- 5. 写真撮影
- 6. 署名者挨拶 神奈川県社会保険労務士会 会長 長瀬 眞彦(ながせ まさひこ) 神奈川労働局長 三浦 宏二(みうら こうじ)
- 7. 記者から質問受付
- 8. 閉会

### 1. 背景

働き方改革は労働の質を高めることを通じて労働生産性の向上に寄与する一方、 持続的な働き方改革を進めるためにも労働生産性の向上が必要であることから、働 き方改革と労働生産性の向上は車の両輪のように進めていくことが肝要である。

これまで労働行政では、企業の労働生産性向上を促進するための取組みについてはあまり取り上げてこなかったが、地場産業に対する知見・情報を有する地域金融機関との連携を図ることにより、労働関係助成金を始めとする労働施策を効果的に活用することができれば地域企業の労働生産性向上を加速化し、働き方改革の円滑化に寄与することが期待できると考え、昨年度地域金融機関(株式会社横浜銀行、株式会社神奈川銀行、神奈川県信用金庫協会、城南信用金庫)と包括連携協定を締結するに至った。

さらに、労務管理の専門家である社会保険労務士に働き方改革に関する情報を提供することにより、働き方改革の導入が難しい中小・小規模事業者に対する取組支援ができると考え、神奈川県社会保険労務士会と包括連携協定を締結することとした。

#### 2. 目的

神奈川労働局と地域金融機関、神奈川県社会保険労務士会がパートナーとして、対話を通じて密接に連携することにより、神奈川県内の労働者の働き方改革及び地域振興等を推進すること。

#### 3. 連携事項

- (1) 労働生産性の向上に関すること。
- (2) 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革 に関すること。
- (3) 多様な働き方に関すること。
- (4) 雇用の促進及び安定に関すること。
- (5) 人材育成に関すること。
- (6) 乙の施策のPRに関すること。
- (7) その他、両者連携の目的に沿うこと。

#### 4. 期待される効果

神奈川労働局は、地域金融機関の経営サポート機能や取引先企業とのネットワークを活用することにより、また神奈川県社会保険労務士会に働き方改革に関する情報を提供することにより、中小・小規模事業者に必要とする各種支援策や労働関係施策を提供することができる。

地域金融機関・神奈川県社会保険労務士会は、取引先・顧客企業からの経営や労務に関する相談について、神奈川労働局との連携により、企業価値向上につながるアドバイスの提供など取引先企業のニーズに応えることができる。

こうした取組を通じ、神奈川県内の働き方改革及び地域振興の推進を図ることができる。